

令和9年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項

1 募集

(1) 応募資格

ア 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和9年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者

イ 再募集

一般選抜において定員を満たさなかった場合のみ実施する。

実施する場合は、三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページで告知する。

再募集を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和9年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 再募集の募集人数は入学定員より一般選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
一般選抜	令和8年8月31日（月）から9月4日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
再募集	令和8年12月14日（月）から 12月18日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

- (ア) 専攻科入学願書【様式1】
- (イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）
- (ウ) 専攻科受検票【様式3】
- (エ) 志願理由書【様式4】
- (オ) 最終出身学校長からの調査書
- (カ) 返信用封筒（受検票返送用：宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。）

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は（カ）を省略することができる。なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

2 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 一般選抜

検査期日	令和8年9月16日(水)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査 (工業情報数理、機械または電気)
	10時10分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和8年9月25日(金) 9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(2) 再募集

検査期日	令和9年1月6日(水)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査 (工業情報数理、機械または電気)
	10時10分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和9年1月14日(木) 9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

3 その他

(1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校(〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号 TEL: 059-346-2331)に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒(宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこ)を添えて請求する。

(2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。